

## 「泉南市議会基本条例（素案）に対する市民説明会」の記録

日 時：平成26年12月21日（日曜日） 午後2時 開会 午後3時16分 閉会

会 場：泉南市総合福祉センター 1階大会議室

主 催：泉南市議会、泉南市議会基本条例制定特別委員会

出 席：議長、副議長、議会基本条例制定特別委員及び委員以外の議員



○河部副委員長 皆様、こんにちは。本日は何かとお忙しい中、泉南市議会基本条例（素案）に対する市民説明会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

市民説明会に入る前に、皆様に何点かお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードに設定を変更していただきますようよろしくお願いいたします。

また、市民説明会の様子を写真撮影させていただくとともに、資料作成のため音声録音をさせていただきますので、あらかじめ御了承をお願いします。

さらに、本日は、泉南市議会基本条例（素案）に係る市民説明会ということで開催させていただいておりますので、個別の要望等についてはお聞きすることは予定しておりませんので、あわせてお願いいたします。

それでは、ただいまから市民説明会を開催させていただきます。

初めに、市民説明会を開催するに当たりまして、市議会を代表して、木下豊和議長から御挨拶を申し上げます。

○木下議長 皆さん、こんにちは。ただいま紹介いただきました議長の木下豊和でございます。

師走で何かと御多忙の中、また休日にもかかわらず、このように御参加いただきまして、まことにありがとうございます。議会を代表して一言御挨拶を申し上げたいと思います。



看板に書いていますように、議会の基本条例というのをつくりました。皆さん、何じゃ、そんなものというふうに素朴にお考えかと思えますけれども、こういうものは、本来、憲法に始まって地方自治法であるとか、それから市の条例にも、議員とは何か、議会とは何か、いろんなことを書いてあるものはございますけれども、これを見たら議会が何をやるんだということが一目でわかるような

条例がございませんでした。

全国的に市民との対話とか開かれた議会のために、それぞれの研究が既に始まっておりまして、いち早く条例化したところもたくさんございます。

泉南市議会もおくればせながら、前々期からそういう検討をいたしまして、前期の中途から、この議論を本格的にするために、議会基本条例の調査委員会を発足させました。足かけ3年で現在のこういう条例案を提出することができるように、ようやくなったところでございます。

まだまだこれから議論しなければならないことはたくさんございます。そのために、今12月15日から来年1月16日の間に、皆さんにパブリックコメントをいただくように段取りもいたしておりますし、また本日このような機会を設けまして、直接皆さんから質問や御意見をお受けしたいというふうに思っているところでございます。

長い泉南市議会の歴史の中で、こういう対話をするというような機会を議会として自主的にしましたのは、全く初めてでございます。これからは、市民の皆さんと対話する。この基本条例（素案）の中にも、どういう形でやるのか、このようなことも入っておりますので、そういった意見もあわせていただければというふうに思っております。

あと、これから来年3月に予定をいたしております第1回の定例議会において、この素案をもとにした最終的な議案書を議会に提出して、みんなで決定をしていこうと、こういうことになっております。

貴重な皆さんの御意見をいただければ、我々としては大変幸いです。限られた時間ではございますけれども、よろしく最後までお願いをいたしまして、議長としての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）

○河部副委員長 ありがとうございます。

続きまして、本日出席をしております正副議長、泉南市議会基本条例制定特別委員会委員及び委員以外の議員を紹介いたします。

初めに、先ほども御挨拶をいたしました木下豊和議長でございます。

○木下議長 よろしくお願いたします。

○河部副委員長 次に、梶本茂驥副議長でございます。

○梶本副議長 梶本です。よろしくお願いたします。

○河部副委員長 続きまして、議会基本条例制定特別委員会の委員を紹介いたします。

竹田光良委員長でございます。

○竹田委員長 本日は大変ありがとうございます。

○河部副委員長 次に、松田英世委員でございます。

○松田委員 御苦労さまでございます。

- 河部副委員長 次に、岡田好子委員でございます。
- 岡田委員 本日はありがとうございます。
- 河部副委員長 次に、和気信子委員でございます。
- 和気委員 よろしくお願いたします。
- 河部副委員長 次に、谷 展和委員でございます。
- 谷委員 ありがとうございます。
- 河部副委員長 次に、成田政彦委員でございます。
- 成田委員 成田です。よろしくお願いたします。
- 河部副委員長 次に、南良徳委員でございます。
- 南委員 こんにちは。南でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 河部副委員長 続きまして、委員以外の出席議員を紹介します。

古谷公俊議員でございます。

- 古谷議員 お疲れさまです。ありがとうございます。
- 河部副委員長 次に、澁谷昌子議員でございます。
- 澁谷議員 澁谷でございます。よろしくお願いたします。
- 河部副委員長 次に、田畑 仁議員でございます。
- 田畑議員 田畑です。
- 河部副委員長 次に、大森和夫議員でございます。
- 大森議員 よろしくお願いたします。
- 河部副委員長 次に、中尾広城議員でございます。
- 中尾議員 本日は大変ありがとうございます。
- 河部副委員長 次に、松本雪美議員でございます。
- 松本議員 松本です。きょうは御苦労さまです。
- 河部副委員長 次に、堀口武視議員でございます。
- 堀口議員 堀口でございます。よろしくお願いたします。

- 河部副委員長 最後になります、私、本日の司会進行を担当しております議会基本条例制定特別委員会副委員長の河部 優でございます。どうぞよろしくお願いたします。

以上で本日出席をしております委員及び委員以外の議員の紹介を終わります。

それでは、御配付しております泉南市議会基本条例（素案）に係る市民説明会次第に従いまして進めさせていただきます。

初めに、議会基本条例（素案）の検討経過及び内容について、竹田委員長より一括して説明をさせていただきます。

- 竹田委員長 どうも皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました当議会基本制定特別委員会委員長を仰せつかっております竹田でございます。よろしくお願いを申し上げます。

また、本日はこのように基本条例（素案）に対する市民説明会を開催させていただきましたところ、先ほど議長のほうからもありましたけれども、年末にもかかわりませず、また日曜日のお昼間という非常に出にくい時間帯、そしてまた寒い中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。まづもって、心



から御礼と感謝を申し上げさせていただきたいと思ひます。皆さん、本当にありがとうございます。

私のほうからは、次第に従ひまして、この議会基本条例（素案）の検討経過及び内容につきまして、一括して御説明をさせていただきますと思ひます。

本日は、先ほどからも御案内がございましたとおり、私ども今回泉南市議会で基本条例の素案を策定いたしました。その説明になりますので、私これから25分、30分ぐらいかかると思ひますけれども、きちっと中身について説明をさせていただきますので、どうかリラックスをしながらお聞きいただければなというふうに思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、初めに議会基本条例（素案）の作成に至るまでの検討経過でございますが、泉南市議会では、平成22年10月21日付にて、議長の諮問機関として設置してございました議会改革に関する懇談会より受けた第1次答申に基づきまして、平成23年第1回定例会において、議会基本条例について調査研究を目的とした議会基本条例調査特別委員会をまず設置いたしました。

その後、議員の任期満了であります平成24年10月27日を迎へましたが、議会改選後のその年の11月13日に開催しました第2回の臨時会におきまして、再度、議会基本条例調査特別委員会を設置し、そして調査研究を進める中、委員の総意によりまして基本条例を制定すべきと、そのような意見一致がなされたことを受けまして、平成25年の第1回定例会において、特別委員会の名称を調査特別委員会から制定特別委員会に変更したところでございます。

また、特別委員会の開催回数は、これまでに回を重ね28回開催したところでございまして、今般、本特別委員会の集大成として、これより御説明をさせていただきます議会基本条例（素案）を作成したところでございます。

以上がこれまでの検討経過でございます。

続きまして、その素案の内容について説明に入らせていただきたいと思います。

皆様、きょうお配りをしております泉南市議会基本条例逐条解説（素案）1ページ目をごらんください。

本条例（素案）につきましては、前文と第1章から第11章までの全26条で構成をされております。そして、その前文では、議会基本条例制定の趣旨、理念、目的を述べておりまして、各条文の基準となるものでございます。

2ページ目をお開きください。

第1章は、「総則」として、条例を制定する目的を。第2章では、第2条から3ページの下段の4条にかけて、「議会及び議員の活動原則」について。

4ページ目をお開きください。また、第3章では、5条から5ページの第8条にかけて、「市民と議会の関係」について。

第4章では、9条から、一枚めくってください、6ページから7ページの中段の12条にかけて、「市長等と議会の関係」について。

また、一枚めくってください。第5章では、13条から14条にかけて、「討論の拡大」について。また、第6章では、「委員会」について。

9ページ目をごらんください。第7章については、「政務活動費」について。

中段、第8章では、「議会改革の推進」について。第9章では、18条から、一枚めくってください、下段の21条にかけて、「議会機能の充実強化」について。

11ページ目をごらんください。第10章では、22条から中段の24条にかけて、「議員の政治倫理、身分及び待遇」について。

一枚めくってください。最後に、第11章として、25条から26条にかけて、「条例の位置付け及び見直し」について記載してあります。

以上、前文、それから第1章から第11章までの計26条から成る条文の構成となっております。



それでは、1ページ目にお戻りいただきたいと思います。

「前文」でございますが、本条例の趣旨、また制定に至った経緯などをお示しするとともに、この条例を策定するに当たっての泉南市議会としての決意をここで書かせていただいております。

主な内容としましては、第1段落から第3段落までであります。二元代表制の観点から、市長その他の執行機関と議会との関係、議会及び議員のあり方について記載しております。

なお、ただいま御説明をいたしました内容のうち、「二元代表制」という用語につきましては、そのページの下段の用語解説にも記載しておりますが、地方公共団体の長とその議会の議員が、我々でございますけれども、それぞれ直接選挙によって選ばれ、ともに市民に対して、その政治的責任を負うことと説明しております。

このほか各条文において、内容説明が必要な単語につきましては、用語解説として記載しておりますので、よろしくお願いをいたします。

さらに、第4段落から第5段落につきましては、泉南市議会が目指すべき姿である「市民の意思を幅広く市政に反映する議会」、「公正性、透明性及び信頼性が高く市民に開かれた議会」、「市民と協働する議



会」について述べるとともに、最終的には、泉南市議会が「市民から信頼され、市民の幸せを実現する議会」となることを宣言いたしております。

続きまして、1枚めくっていただきたいと思います。

2ページ、第1章「総則」、第1条の「目的」でございます。前文でも御説明をいたしました二元代表制において、議会と議員の活動原則や議会の役割に関する基本的事項を定めることによりまして、その定めに沿って議

会が活動し、市民の負託に応えることにより、最終的には、泉南市の発展と市民の皆様の幸せを実現することを目的としていることを記載させていただいております。

次に、第2章「議会及び議員の活動原則」、第2条「議会の活動原則」でございますが、本条では、議会としての責務を果たすための活動上、必要な原則を定めております。

それでは、第1号から第3号まで順に説明させていただきます。

第1号では、議会は、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に対する的確な情報発信と説明責任を果たすことを、第2号では、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、政策立案または政策提言を積極的に行うことを、第3号では、議事機関としての役割を果たすことを、それぞれ定めております。

また、第2号の中で、政策立案又は政策提言（以下の条文では、「政策立案等」と略称して記載する）とございますが、これから御説明する条例の中でも、このような略称規定を使用しておりますので、その点、まずよろしくお願いをいたします。

さらに、下段の用語解説をごらんください。

ただいま御説明をいたしました、政策立案及び政策提言についての用語解説でございますが、この政策立案とは、市政に係る課題の解決を図るため、議員みずからが条例案等を作成し、議会に提案すること。また、政策提言とは、市政に係る課題の解決を図るため、市長に対して、一般質問等で必要と思われる政策を提言することと解説しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

第3条「議員の活動原則」でございますが、本条では、議員としての責務を果たすため、活動上、必要な

原則を定めております。

それでは、第1号から第3号まで順に説明をさせていただきます。

第1号では、議員として、市政全般の課題、さらには市民の意見や要望を的確に把握し、市民の代表として、市民全体の福祉の向上を目指すことを定めているものであります。

第2号では、議会が合議制の機関であることを認識し、議員間の議論、意見調整等を活発に行うことの必要性を定めているところでございます。

第3号では、日々の調査や研修を行うことにより、議員自身の資質を高め、強い責任感を持って、誠実に議員活動を行うことを定めているものであります。

それでは、用語解説をごらんください。

「合議制」でございますが、これは第2号中に「議会が合議制の機関」とありますが、この合議制の内容としましては、複数の人による協議によって、物事を決定し行うことという内容でございます。この合議制による運営をしている機関につきましては、議会のほかに、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会等がございます。

次に、第4条「会派」でございますが、初めに下段の用語解説をごらんください。本市議会では、会派とは、「2人以上の所属議員を有する団体」と、これは議会の申し合わせ事項によりまして定めているところでございまして、本条では、議会における会派の位置づけと機能を定めておるところでございます。

条文の内容でございますが、本市議会では、議会活動を円滑に行うため、議員は、会派を結成することができること。また、会派は、議会運営及び政策提言に関し、会派間の合意形成に努めること。議長は、必要に応じて、会派の代表者による会議を開くことができることを定めているものであります。

続いて、1枚めくってください。

第3章「市民と議会の関係」、第5条「会議の公開」でございますが、本条では、市民に開かれた透明性のある議会とするため、本会議、委員会、委員協議会を公開することと定めております。

条文では、「会議については、原則として公開するもの」としております。この原則という意味でありませぬけれども、参考として記載しております本市委員会条例、また会議規則及び地方自治法の定めにより、実は秘密会の議決がなされた場合についてのみ非公開とするという意味でございます。

ちなみに、今までの実績としましては、本市議会において、この秘密会の議決を行った事例はございません。原則公開でございます。

次に、第6条「情報公開」でございますが、本条では、市民の方からの情報公開請求に対して、迅速かつ適切に対応することを定めておりまして、その取り扱いにつきましては、参考として記載をしております、泉南市情報公開条例及び個人情報保護条例により行っているところでございます。

次に、第7条「市民参加」でございますが、本条では、第1項で、市民の意見を反映した開かれた議会を実現するため、市民との意見交換の場を改めて設けることを定めております。

なお、5ページの右上、市民との意見交換の場の運用をごらんいただきたいと思います。市民との意見交換の場の設置までの具体的な方法等につきましては、十分な効果が期待できますよう、その運用については、慎重に今後協議、また検討の上、実施してまいりますと記載をしておりますように、今後、本日の市民説明会での御意見、またパブリックコメントの御意見をお聞きした上で、来年3月の平成27年第1回泉南市議会に上程するまでに、運用等について、当特別委員会において協議を進めていく予定となっております。

また、4ページの下段、第7条第2項をごらんください。「議会は、請願又は陳情を審査する場合には、これらの提案者にその意見を述べる機会を設けるよう努めるものとします。」でございますが、再度5ページの右上をごらんください。

請願・陳情の説明でございますが、請願・陳情といえますのは、市民の方が市議会に提出することができる市政に関する意見や要望のことでございまして、説明には、会議規則に基づく手続が必要と記載してござ

いますが、請願書を提出いただく際には、必ず紹介議員として、市議会議員1名以上の署名又は記名押印が必要となりますので、手続の方法につきましては、御注意いただきますようお願いしたいと思います。

なお、従前の請願・陳情の取り扱いにつきましては、市民の方が直接会議に出席して意見を述べる機会は、実は設けておりませんでした。全て議員が答えておりましたが、今回第2項で、「議会は、請願又は陳情を審議する場合においては、これらの提案者にその意見を述べる機会を設けるよう努めるものとします。」というふうに規定することによりまして、市民の方に直接、請願や陳情の内容について説明をいただける、そういった機会を設けるとともに、委員が趣旨を十分理解し、審議に臨むための体制づくりを行ったところでございます。

また、内容を説明する機会等の詳細については、今後、運用基準により定めていく予定でございます。

次に、5ページ、第8条「情報提供」でございますが、本条では、さまざまな広報手段を使って、議会活動に関する情報を積極的に配信するとともに、インターネット配信による会議の中継を行うことにより、市民の方に議会と市政に関心を持っていただくことができるような取り組みを行うことを定めております。

なお、本市議会では、既に御存じのとおり、平成22年第1回定例会より、インターネットを活用いたしまして、本会議の様子を生中継で放送する取り組みや、録画した本会議の様子を録画配信しているところでございます。

さらに、第8条、第1号「会議録及び委員会記録の公開」及び第3号「議案書やその他の会議書類の公開」でございますが、既に泉南市議会のホームページにおいて、本会議及び委員会の会議録、さらに議案書やその他の会議書類につきましては、公開しているところでございます。また、第2号「議案に対する各議員の賛否の公表」でございますが、これにつきましては、本市議会で発行しております議会だよりにより、各議員の賛否の内容を既に公開しているところでございます。

次に、第4章「市長等と議会の関係」、第9条でございますが、第1項をごらんください。この項では、議会での審議における議員と市の執行機関及びその補助機関との健全な緊張関係の保持について定めているものであります。

なお、ただいま御説明しました市の執行機関及びその補助機関については、以下、市長等ということで、略称規定を定めておりますが、ここで言います市の執行機関といいますのは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会等々でございます。その補助機関といいますのは、直接、事務をとり行う市役所の職員のことを指すものでございます。

次に、第2項では、本会議における一般質問及び代表質問の質疑応答については、市民の方にわかりやすいように、一問一答方式をとることができることを定めております。

ちなみに、本市議会では、ほとんどの議員が一般質問やまた代表質問を行う場合は、ただいま御説明をさせていただきますように、一問一答方式によりまして行っているのが現状でございます。

次に、第3項では、「市長等は、本会議又は委員会において、議員から質問を受けたときは、論点及び争点をわかりやすくするため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる」と記載をしておりますが、ここで言います質問した議員に対して市長等が反問することができる内容としましては、議員が市長等に対して質問した趣旨や内容を確認し、論点を整理するために質問することができるということでございます。



市長等が議員に対して質問権を行使するというものではありません。

次に、第4項「議員は、議長を経由して市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができます。」であります。従前から、議員より資料要求があった場合は、議長を経由して、市長に対し、必要な資料の提供を求めておりました。今回、議会基本条例を制定するに当たりまして、これをこれまで慣例で行っておりましたが、その内容を条例に盛り込んだところでございます。

次に、第5項「議員は、議長を経由して、市長等に対し文書による質問を行うことができます。この場合において、議長は、市長等に対し文書による回答を求めるものとします。」でございますが、これは国会で言いますところの質問主意書のことでございます。

これにつきましては、質疑のように、口頭により行う場合と区別いたしまして、文書による質問を行うことでございます。本市議会では、議会の開会中、また閉会中にかかわらず、議員は、議長を通じまして、文書により質問を行うことができ、その回答についても文書によるものとしているのが、この条項の内容でございます。

次に、第10条「議会審議における論点情報の形成」でございますが、本条につきましては、議会として、市長から提案された重要な政策、施策、計画について、内容の公正性、透明性、また議会審議での論点の明確化、議決責任を果たすため、設けたところでございます。

内容としましては、第1号で「政策等の提案に至るまでの経緯、理由及び今後の効果」について、第2号では「他の自治体の類似する政策等との比較検討」について、第3号では「提案に至る過程における市民参加の実施の有無及びその内容」について、第4号では「総合計画との整合性」について、第5号では「関係法令又は条例その他の関係例規」について、第6号では「政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算」について、市長に対し、説明を求めるものとしておるところでございます。

なお、議会において、委員会提出議案並びに議員が提案する議員提出議案についても、本条文の内容を適用するものとしておるところでございます。

さらに、条文中の「重要な政策、施策又は計画」については、「政策等」とする略称規定を設けておまして、下段の用語解説をごらんいただきたいと思います。内容としましては、「議会に提案される市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される政策、施策又は計画」、つまり市民税の税率を改正する条例の改正であったりとか、また福祉施策を変更する条例等々が、ここで説明をしております「重要な政策、施策又は計画」ということに当たるのかなと思います。

次に、7ページ、第11条「予算及び決算における政策説明」でございますが、本条につきましては、市長が予算、そして決算を議会に提出する際には、添付資料として、わかりやすい政策説明書の提出を求めることができることを定めておるところでございます。

なお、従前より、これは地方自治法の規定に基づきまして、例えば新年度予算が提出される際は、予算案のあらましとしての説明資料が、また決算書が提出される場合、主要施策等の成果説明書が提出されておりますので、この条文につきましては、地方自治法の補完規定として定めているものでございます。

次に、第12条「議決事件の拡大」でございますが、「議会は、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される、次に掲げる事項について、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議決権を行使します。」とありますが、下段の参考をごらんいただきたいと思います。

ここでは、地方自治法第96条第2項の規定を記載しておまして、「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事、その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く）につき、議会の議決すべきものを定めることができる。」としておまして、第1号から第4号に記載しておりますそれぞれの内容について、策定等をする場合には、議会の議決が必要であることを定めております。

なお、その内容につきましては、第1号で「総合計画の策定又は見直し」について、第2号では「市民憲



章の制定又は改廃」について、第3号では「各種宣言の制定又は改廃」について、第4号では「姉妹都市及び友好都市の締結又は改廃」としているところがございます。

なお、ただいま御説明いたしました第1号から第4号以外については、第2項の規定により、必要があると認めるときは、議会の議決をもって、議決事項として追加することができることとなっております。

また、参考に御説明をさせていただきますが、先ほど申し上げました第96条2項中の「法定受託事務」の内容としましては、「国政選挙、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護等」がこれに当たります。

1枚めくってください。8ページをごらんいただきたいと思います。

第5章「討論の拡大」、そして第13条「議員間自由討議」でございます。本条につきましては、「議会は、議員間の自由討議の場と時間を十分に確保し、議論を尽くすものとする。」と条文にもありますように、議会が言論の府であることを認識し、徹底した議員間での自由な討議を行うことによりまして、市長から提案された議案について、合意形成を図ることを目的としているところがございます。

なお、基準として記載しておりますのは、自由討議については、本会議及び各委員会において、今後実施したいと考えておりまして、委員会においては、付託された議案の採決の前、本会議にあっても議案を採決する前に実施することを検討中でありまして、今後、先ほども申し上げましたが、議会基本条例を提案する平成27年第1回定例会までに、運用基準として整理をきちっとしたいと考えております。

次に、第14条「政策討論会」でございますが、「議会は、市政に関する重要な政策等について合意形成を図り、及び市政の課題について認識を共有するため、必要に応じて政策討論会を行うものとします。」であります。本会議や委員会以外に、政策について討論する場を新たに設けることについて定めているのが、この条文でございます。

なお、政策討論会についての運営方法等につきましても、今後、運用基準により、きちっと定めてまいりたいと考えております。

次に、第6章「委員会」、第15条でございますが、本条につきましては、第1項及び第2項において、委員会に付託をされた案件の審査に際し、資料等を積極的に公開することにより、審査内容の公正性、透明性の確保を図りまして、市民の皆様にわかりやすい審査に努めることについて定めております。

しかし、現在の資料の取り扱いにつきましては、本会議においては、予算書、決算書を除く議案書のみ閲覧としていることから、委員会においても、本会議との整合性を図るため、当分の間、本会議と同様の扱いをすることといたしております。

なお、この当分の間と申しますのは、今後、情報公開の取り扱いにつきましては、他市の動向等を調査し、そして議会改革の一環として活発にまた議論を進めていく中で、公開する資料等をふやしていくということでございますので、この点、御理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、第3項でございますが、従前より、委員会において行政視察を実施した際には、議長に対し、委員長より、視察報告書を提出しているところがございます。その報告書につきましては、議会のホームページにアップをしております。この条項につきましては、慣例的に行っておりました内容を条例に反映させたものでございます。

さらに、第4項では、「委員会について必要な事項は、別に条例で定めます。」であります。この内容につきましては、下段に参考として記載しております泉南市議会委員会条例のことを指しているものでございます。「別に条例で定めます。」と記載しておりますのは、既に条例として制定されているということでございます。あくまでも条例の表現上、このように「別に定めます。」という表現になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

9ページをごらんください。

次に、第7章「政務活動費」、第16条でございます。本条につきましては、地方自治法第100条第14項の規定に基づきまして交付される政務活動費について、条例により、調査研究、その他の活動に資するための

必要な経費の一部として、有効に執行することを定めているところでございます。

実は本市議会では、平成25年第2回定例会において、泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例を制定いたしまして、平成25年7月1日から平成28年10月27日の議員任期満了までの間、この間、現在月額5万円の政務活動費を40%減額いたしまして、月額3万円としているのが現状でございます。



次に、第8章「議会改革の推進」、第17条「議会改革」でございます。本条につきましては、「議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組む」ことを定めているところでございまして、議会基本条例の施行後であっても、引き続き議会改革に取り組む決意を述べているところでございます。

次に、第9章「議会機能の充実強化」、第18条「議員研修」でございます。本条につきましては、議員は、政策立案または政策提言に係る能力の向上を図るため、第1号から第2号で、各種研究会や研修会へ参加するとともに、議員みずからが企画し、研修会等を開催すること、さらには第3号では、議員独自による調査研究に励むことについて定めた内容となっております。

ちなみに、ここでの議員独自による調査研究とは、日々の議員活動において、例えば議員提案による条例提案を行うことや、その条例を提案するための資料等を収集することが、この条文の内容における独自による調査研究ということになっております。

1枚めくっていただきたいと思っております。

第19条「議会図書室」でございますが、本条につきましては、参考をごらんいただきたいと思っております。地方自治法第100条第18項の規定により、議会図書室については設置が定められているところでございまして、議員の調査研究や政策立案等の向上を図るため活用しているところでございます。もちろん市民の皆様にも活用いただけるようになっております。

次に、第20条「専門的識見の活用」でございますが、本条につきましては、地方自治法第100条の2で、「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために、必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」と定めているところを受け、議会基本条例の中に補完的に記載したところでございます。

次に、第21条「議会事務局の体制整備及び強化」でございますが、第1項で、「議会は、議会の活動を円滑に行うため、議会事務局の組織体制の整備に努めること。」、第2項では、「議会は、議員の政策立案等を補助するため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努めること。」、第3項では、議会は、市民に対し、迅速かつ積極的に議会に関する情報を提供するため、議会事務局の情報発信機能の強化に努めること。」についてそれぞれ定めているところであり、議員の議会活動を円滑、かつ効率的に進めるためには、その活動を補助する議会事務局の充実強化が必要であるという観点から設けられたのが、本条でございます。

11ページをごらんいただきたいと思っております。

次に、第10章「議員の政治倫理、身分及び待遇」、第22条「議員の政治倫理」でございますが、本条につきましては、条文に記載のとおり、第1項で、「議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。」と議員の倫理観について記載しているところでござ

ございます。

なお、第2項の「議員の政治倫理の規範について必要な事項は、別に定めるよう努めるものとします。」でございますが、特別委員会の議論の中で、議員の政治倫理条例については、今後、議会基本条例をまず制定し、条例に基づいた各種取り組みが一定軌道に乗った時点で、議員の政治倫理条例について、調査研究を行っていくとの合意形成を見ているところでございまして、「別に定めるよう努めるものとします。」という内容につきましては、ただいま御説明したとおりでございますので、この点、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、第23条「議員定数」でございますが、現在の泉南市議会の議員定数については、泉南市議会議員定数条例により18名と定められているところでございます。この議員定数条例を改正するには、地方自治法第109条第6項、「委員会は、議会の議決すべき事件のうち、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。」または地方自治法第112条第1項により、「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。」と、委員会もしくは議員によりまして、議員定数条例を改正する条例を提案できることが定められております。

さらに、第2項において、条例改正を行う場合は、市民の皆さんへの説明責任を果たすため、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、条例案を提出しなければならないことを、本条において定めているところでございます。

次に、第24条「議員報酬」でございますが、下の参考をごらんください。本市議会では、平成25年第2回定例会におきまして、政務活動費同様に、現在、泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の臨時特例に関する条例を制定いたしまして、平成25年7月1日から平成28年10月27日の議員任期満了までの間、議員報酬の6%の減額をただいま行っているところでございます。

なお、平成28年10月28日以降において、議員報酬等について改正等を行う場合は、先ほど御説明を申し上げました、議員定数を改正する場合と同様に、地方自治法第109条6項又は112条の1項の規定によることにより、本条第2項においては、市民への説明責任を果たすため、報酬等の額を改正するときは、明確な改正理由を付して、条例案を提出しなければならないことを定めているところでございます。

1枚めくってください。

第11章「条例の位置づけ及び見直し」、第25条「条例の見直し」でございます。本条につきましては、第1項で、「議会は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討する。」

さらに、第2項では、「議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとします。」と定められていることから、条例施行後においては、4年を超えない期間ごとに目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じて、条例改正等の必要な措置を講じることとしているところでございます。

次に、第26条の「条例の位置付け」でございますが、本条例につきましては、議会についての基本的な事項を定めたものであり、今後議会に関する他の条例制定、その他の関係例規の制定や改廃を行う場合は、本条例との整合性を図らなければならないことを定めているのが本条文でございます。

最後になりますが、附則として、施行期日を平成27年4月1日としているところでございます。

以上が議会基本条例（素案）についての検討経過及び内容の説明でございます。

なお、時間の都合上、概略のみの説明となっております。御不明な点等につきましては、この後、時間をとらせていただいて、質問または御意見を賜りたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

どうも御清聴ありがとうございました。（拍手）

○河部副委員長 以上で議会基本条例（素案）の検討経過及び内容について説明を終わります。

それでは、これより御質問等をお受けしたいと思います。

なお、御質問等をされる方は挙手の上、差し支えなければ、お住まいの地区とお名前をお願いします。

また、本日の終了時間を午後3時30分と設定しておりますことから、質問時間につきましては、1人おおよそ5分を予定しております。

さらに、質問項目が複数ある場合につきましては、まとめて御質問いただきますよう、あわせてお願いいたします。

また、御質問の際に、先ほど説明しました逐条解説（素案）の資料のページ数並びに何条のこういった点について質問したいということを申し添えていただけますとありがたいと思います。

なお、質問時間が5分を超えた場合につきましては、ベルを1回鳴らしますので、御了承ください。

それでは、御質問等を受けていきたいと思っております。御質問等はございませんか。

○参加者（男里浜：男性） 3点あります。

第1点は、3ページの議員活動原則の第3条2項の部分ですが、いわゆる活発な議論を行う云々部分があります。ここに第22条との関連で、活発な議論に際して、やっぱり品位、品格というものが必要ではなかろうかというふうに思っております。

例えば東京のある区議会では、「黙れ、殺すぞ」のような発言をする議員が出てきたり、傍聴しておると、議員さんの私語、おしゃべりが気になるぐらいなんです。やっぱり品位、品格を持って活発な議論を行うというふうなものが必要ではなかろうかというのが第1点です。

第2点は、5ページの第9条の4、5にかかわってですが、議員が議長を経由してというふうにありますね。議員さんというのは、いわゆる市民の代表であるわけですから、これは直接的に市長に対して必要な資料の提供を求める、また文書により説明を求めるというのが本来あるべき姿ではないのか。どうして議長を経由しなければならないのかというのが不明な点であります。

第3点は、9ページの政務活動費にかかわってのところ。今とにかく政務活動費が話題にならないときはないわけですし、16条の2「政務活動費について必要な事項」云々がありますけれども、やはりここには不正の除去のためという一言等々が必要で、そういう不正とかが起きないように条例で定めるというのが必要ではなかろうか。

以上3点、意見と質問であります。

○河部副委員長 ありがとうございます。

○竹田委員長 御質問、どうもありがとうございます。我々も非常に勉強になる質問をいただいたと思っております。

今、全部で3点の質問をいただきまして、私のほうからは1点目、まずお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の御質問は、活動原則に関連して、活発な質疑等々があろうかというような中で、議員として品位、品格、この点が大事なんだという御指摘だというふうに思います。

これは、非常にそのとおりでございます。先ほど東京の事例もございました。また、東京都議会では、女性に対するああいふふうなセクハラまがいのやじもありました。

確かに議会の中では、ああいふふうに、やじも一つの華なのかもしれませんけれども、おっしゃっていた





だいたような品位、品格、この辺がやっぱり非常に大事だというふうに思います。

これは、会議規則の中でも、そのことは品位、品格の保持というふうに明確になっておりますし、まして私どもは、今定数18名で17名でありますけれども、6万4,000人の代表として、常にこの品位、品格、この辺を意識しながら今後も議会活動として頑張っ、そしてしっかりとこれを保ちながら活発な議論を展開してまいりたいというふうに思います。

また、市民の皆さんのほうからも議会、また委員会、本会議等の傍聴に来て、しっかりとまた見届けていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○河部副委員長 ありがとうございます。

次に、第9条の議長を経由してということで質問がございました。本日議長も出席しておりますので、議長のほうからその理由についてお答えいただきたいと思ひます。

その後の政務活動費については、委員の成田委員さんからよろしくお願ひします。

○木下議長 何で一々議長経由でないといけないかという御質問でございますけれども、御案内のとおり、日本の地方議会は二元代表制になっていまして、難しい言葉ですけれども、首長さんは首長さんで選挙で選ばれますよね、市長さんは。それから、議員は議員で選挙で選ばれるんですけども、役所の縦割り機構の中で、市長が事務を直接担当する市長部局というのと、それから教育委員会などの場合は、教育委員長、教育長が事務を所管して、それから議会の場合は、議員と議会の事務局の職員は議長が所管をしているわけなんです。

ですから、議員はそれぞれ独立しているようなんですけれども、一応議長のもとに組織として一本になって、職員の人事考課も含めた事務的な縦割りのものがございまして、市長に対して質問するときには、必ず議長を通して市長に質問する、それから答えを返してもらう。

それから、教育委員会の場合につきましても、教育長を通して市長に、市長から教育長に、そういう縦割りの世界になっておりますので、議長が何も掌握をしなくて、直接議員が市長なり教育長に質問ということも可能なんですけれども、それは長年の慣行と事務手続上、全て長を通してやる、こういう手続になっておりますので、議長を経由して質問し、その答えをもらう、こういうふうになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○成田委員 ただいま御質問にあった政務活動費の問題であります、泉南市議会におきましては、現在、政務活動費については、かなり厳しく規制があります。それは政務活動費の手引がありまして、これは平成26年4月に適用されまして、その中身には、政務活動費の支出が不適当な事項として、交際費または個人的な経費として16項目にわたって、こういうものには使ってはならない。2番目には政党活動経費、3番目には後援会活動経費、選挙活動経費など7項目にわたって、そのほか適当でない経費というのがここに書かれております。



そして、政務活動費は、必ず議員が提出したやつ、100%が全て使われるものではありません。この政務活動費の手引には、議員の100%の支出を認めていますが、活動の内容から見て、議員の政務活動費のほか、政党活動、後援会活動など多面的であり、1つの活動が政務活動と他の活動の両面を有しておる場合も多いことから、100%の支出はごく限られたもので、少なくともきちっと領収書を徹底するというふうにならなければならない。



ていますので、不正な使い方については、議員が提出したものを議会事務局においてこの文書に基づいてチェックすると、こういう方法になっていますので、よろしくをお願いします。

○河部副委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて質問はよろしいですか。

○参加者（信達牧野：男性） 3点、ちょっとわからない点がありますので、御確認をお願いいたします。

1点目は、大きなところで、前文と第1条から最後が第26条なのですが、これとの整合性が図られておるんですか、えらい基本的な質問ですが、ちょっと何かばらつきがあるように思いますね。

もっと申しますと、1番目の前文は非常に崇高なことを書いておられるんですが、あと1条から26条で私が見てわからないのは、議会の中にいる議長、副議長とか委員の任命、役割等が全然載っていないですね。それは私の6年間の傍聴の中で、実際議員が運営されているところは非常によくやっているんですが、ちょっとこの条文は、言葉足らずと言ったらえらい失礼なんですが、それ以外の条例を呼び出すことが徹底していないんじゃないかというように思いますね。

他の条例を呼び出す条文もあるんですが、ないところもありますので、そのところをちょっと見直していただきたいというのがあります。

それから、2点目に、「市長」と「市長等」と使い分けをされています。これは「市長等」はわかるんですが、予算と決算は市長が上程するというので、こういう理解でいいのかな。ちょっとそのところが、「市長等」の定義がちゃんとあるんですが、市長は、そうしたら何をやるんだということの認識がよくわからないんですね。

それは、わかったことだということかもしれませんが、基本条例はそのことの原因をちゃんと解決した中で書かれたほうがいいと思いますね。

あと、もう1点は、私が6年間傍聴をして、例えば、いろんな傍聴席に入ってはいけないよ、こういうことはいけないよということであるんですが、この条例を施行する場合は、この用語の解説なり、ちゃんと取りそろえて施行されるんですか。そのところがよくわからない。本文だけでは一般の人は理解できません。

以上です。

○河部副委員長 ありがとうございます。

それでは、これも3点いただきましたので、まず1点目の部分、これについて南委員さん、いかがですか。

○南委員 それでは、まず1点目につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。



今おっしゃっていますように、議長等々、そのあたりの任命、あるいは内容、責務、そういったことが載っていないんじゃないかと、こういうことでございます。

これは、ほかに例えば会議につきましては会議規則、あるいは今申し上げた議長あるいはその他の議員については、議会運営委員会の規則で別にうたっておりますので、あえて今回の基本条例の中には入れていないと、こういうことでございます。

○河部副委員長 それでは、2点目、3点目

のことについて、委員長、よろしいですか。

○竹田委員長 基本的に質問の答えについては各委員でやりましょうということになっておりますので、積極的に当ててください。

ありがとうございます。

2つ目、市長の意義づけというような、市長の話ということでございます。

この条例は、議会の基本条例を定めておりますので、特に市長はこうするものであるとか、市長の意義づけというのは、これはさせていただいていないということがございます。

その等々につきましては、これはもともと市は独自で泉南市の自治基本条例もありますし、市長の基本条例というのは聞いたことはないですけれども、それは市長の話であります。あくまで今回は議会の基本条例、要するに議員としての活動原則を定めたものでございますので、市長との関係を少し入れておりますけれども、市長についてはこうだというような意義づけはしていないということでございます。

それと、3つ目でありますけれども、解説等々、僕はちょっとその辺は聞き取りにくかったんですけれども、今回この条例は非常にわかりにくいという趣旨かなというふうに思いましたけれども、そのために逐条解説ということで、解説書を入れさせていただいています。

ただ、この解説でもちょっとわかりにくいよという御指摘でありましたら、改めてもう一度見させていただいて、しっかり検討させていただいて、やっぱりより市民の皆さんにしっかりと伝わるような条例、そういうものを目指しておりますので、また、その点については一つの課題とさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○参加者（信達牧野：男性） 3点目ですね、今委員長から御報告があったんですが、私の感じとしましては、委員長の説明が今回の逐条解説よりも詳しいんですね。詳しいことは、僕は載せてもらうべきだと思いますね。何でそんなに詳しく説明せないかんのか。その分は、解説として載せてくださいよ。僕は必要だと思いますね。以上です。

○河部副委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございませんか。

○竹田委員長 まだ時間がございますので、どうぞ御遠慮なく。

○河部副委員長 どうですか。

ただいまの説明を聞いて質問というのは非常に難しいと思いますので、本日お配りしました資料の中に、泉南市議会からのお知らせということで、本日の市民説明会の日程が載ったやつと、もう1つはパブリックコメントということで、12月15日から来年1月16日まで、現在受付を行っておりますので、本日の説明を聞いて、ぜひ皆様からまたパブリックコメント等もいただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いします。

○参加者（信達市場：男性） 1つは、会派制の問題ですけれども、会派を組まない議員も当然含まれるわけですし、基本的には議員は個人として、議員として選ばれておるわけですね。会派制、会派の代表者による会議開催をすることができるとか、議長は意見調整のために会派と相談するというふうになっているんですが、議員一人一人の位置づけというのは、どこかにうたう必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それと、市民への政策説明というのは具体的にはどのような形でやられるのか、その辺を御説明いただければと思います。

それと、合意形成なんかは、複数の人による協議ということで、これは市長と議会との明確な違いだと思うんですが、議会がさまざまな意見のある議員が議論をして、そして議会としての意思を決定するというこのことについて、今まで余りなかったと思うんですが、その点について具体的にどのようなことを考えておられるのか、この条例の中にその辺はどのように盛り込まれているのか。

その3点だけよろしく願いします。

○河部副委員長 ありがとうございます。

そうしたら、まず会派制の関係についてはどうですか。

○**梶本副議長** 私も無所属で会派に所属していませんけれども、泉南市の場合、これまでに慣例という形で、会派は2人以上の所属議員を有する団体と、申し合わせ事項によって今まで定めてきたところでございます。

この会派制があることについて、一人会派ではだめなのかという問題もあると思うんですけども、これについては全国的に見て、もちろん一人会派というものをとられているところも、貴重な存在としてあると思うんですけども、我々は無所属議員であって、それで何か不自由を感じるか感じないか。

ただ、中の議会運営については、発言する機会があえて減るということは承知の上で、無所属として会派をつくっていない。その中で委員会も限られてきますし、発言する機会ももちろん限られてきます。

ただ、議会においては、ほかの議員と同じく一般質問等を行える。委員会も1つの委員会は所属できますと。あとについては傍聴でやる。傍聴するかしないか、これはもうその無所属議員の見識の相違だと思うんですけども、私はこの委員会に所属していないから知りませんでしたということじゃなしに、積極的に傍聴できることでありますので、別に私としては不自由を感じていない。ただ、泉南市においては、2人以上の所属議員を有する者が会派を持てると。

ただ、会派を持った場合にどうですかという話なんですけれども、やっぱり2人以上ということはどうしても束縛されるということがあるので、あえて持たない。そのかわり会派に所属されている議員さんよりは、余計にそういう傍聴等のことについてやっていかなければならないと思っています。

だから、どうしても必要かと、一人会派でも会派制の中に入れるかということについては、これは多数の皆さんの意見がございまして、今後この特別委員会の中での——これも2年間にわたってかなり検討されたことなんですけれども、その中で従来どおりでいきましょうよと、それで今回条文化されたような形でございます。

ですから、そういう一人会派もよしとする議員さんがふえれば、それもいいかなと思うんですけども、あくまでもこの特別委員会の中での合意を得て、1人は会派として認めないということは、とりあえず決まりましたので、今回この基本条例を制定するに当たって、それもよしと。無所属議員である私も、よしといたしました。だから、何をこだわるかこだわらないか、それによって意見が違ってくると思います。

それと、あくまでもこの議会基本条例制定特別委員会の中におきまして、各委員さんの合意の上、多数決によらない、ほとんどにおいて合意の上でこの条例（素案）というのが決まっておりますので、その会派制について検討するならば、また改めての機会に検討されたらどうかなと思っています。

今のところ、私、無所属でございますけれども、会派に所属していなくても、余り不自由を感じていないと思っています。

以上でございます。

○**河部副委員長** ありがとうございます。

すみません、3点目の合議制の質問でしたかね。もう一度すみませんけれども、質問の趣旨がもうひとつつかみにくかったものですから。合意制なのか、合議制なのか。

○**参加者（信達市場：男性）** 複数の人による協議ということで、まさしく、市長は1人で決定するんですけども、議会は18人でいろいろ議論して決定するわけですね。この辺の決定していくための具体的なことをどうように考えておるのか、そのことを聞いたんです。



だから、賛成多数で、多数で押し切るんでなしに、合議制ですから全部の議員の意見を議論しながら、皆さんの意見が入り込んだ最終決定、そういうことに努力する必要があると思うので、そういうことがこの条例の中にどういうふうに位置づけられているのかなということをお聞きしたんです。

○河部副委員長 わかりました。

そうしたら、今の市民との意見交換の場について、成田委員のほうからお願いします。

○成田委員 これは市民参加の第7条と、それから政策討論会にかかわるんです。これは現在、議会基本条例制定特別委員会で検討されていて、どういう形で、開くかどうか、名称についても出されていますけれども、まだそのものについては、運用基準とか何かをつくらなければならないということで、現在検討中でございます。やるということで検討中で、正式には運用基準をつくらないかんということになっていますので、よろしくをお願いします。

○河部副委員長 それでは、3番目は南委員のほうからよろしくをお願いします。

○南委員 3点目について、私からお答えを申し上げたいと思います。

議会のほうでの決定について、どういった形かということで、今回13条で議員間の自由討議というのを新たに入れております。これには若干の解説もついておりますが、要するに市長から提案された議案について、議員間で合意できるものがあれば合意形成をしていこうというところを目的にしております。

それについては本会議、また各委員会でその辺の自由討議をして、決定できるものは決定して、今までとはかなり違うやり方をしていきたいというのが13条でございます。よろしくをお願いします。

○河部副委員長 ありがとうございます。

○参加者（信達市場：男性） 1つだけ。

梶本副議長さんが答弁されていることは、梶本副議長さんの考え方としては別にわかるんですが、ここに言ういわゆる会派制ということだけが条例にはうたわれておるので、基本的には議員一人一人の立場というものを明確に条例の上でしておくべきじゃないかなと思うんですね。

これやったら、会派を組まないと議長から相談もないし、また議会で意見を反映する場もないように条例の中で受け取られてしまうので、一人会派というか、一人で会派を組まずにやるということも大変重要なんですね。その辺を条例の中できちっと位置づけておくべきじゃないかなということを意見だけ申し上げておきます。答弁は結構です。

○河部副委員長 ありがとうございます。

○松田委員 実は私も会派に属さない議員として活動させていただいておるわけですが、会派は会派でまた必要なんですよ。私も不自由を感じていないのは、委員会だとか定例会の中では十分質疑できますので、そ



こで意見を述べさせていただくと。

例えば、市長から出てきた提案だとか、また議会が抱えている提案等については、代表の方々が意思を定めて集まっていたいでそこで決めなければならないという、少数の制度というのも設けていかないかんということで、この場所の中ではあえて個人について言わなくて、会派のみを取り上げておりますので、それについては会派形成ということだけでお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○河部副委員長 ありがとうございました。

それでは、以上で議会基本条例（素案）に対する質疑応答を終わりたいと思います。

それでは、これにて泉南市議会基本条例（素案）に係る市民説明会を終了させていただきます。我々議員におきましても、本日市民の皆様からいただきました御意見等を参考にさせていただき、議会基本条例制定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、受付にてお渡ししましたアンケートにつきましては、大変お手数をおかけしますが、今後の参考としたいと考えておりますので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

なお、記入いただきましたアンケートにつきましては、受付横に置いております回収箱に入れていただきますよう重ねてお願いいたします。

本日は、泉南市議会基本条例（素案）に対する市民説明会に御参加をいただきましてありがとうございます。お気をつけてお帰りください。

午後3時16分 閉会